

広島県告示第396号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年5月8日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県東広島市志和町大字冠2516 - 2 プライムデイリーフーズ株式会社 代表取締役 福原 俊二
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市志和町大字冠2516 - 2 プライムデイリーフーズ株式会社

2 申請の内容

66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設1基の能力及び使用の方法を変更する。また、廃水処理施設の処理の方法を変更するとともに、No. 1排水口の排水の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前		変更後	
種類		66の5 弁当製造業の用に供するちゅう房施設			
能力（1日当たり）		85,000個		165,000個	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着工後1日後	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用項目	通常	最大	通常	最大	

用の方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	152	190	291	378
------	--	-----	-----	-----	-----

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前				変更後			
種	類	廃水処理施設							
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着工後1日後			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
使用の方法	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	160	200	160	200	300	390	300	390

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	160	200	300	390

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年5月8日から平成26年5月29日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課